第６章　ケーススタディ

**３　いじめにより登校渋りになった生徒への対応**

**１　概要**

　　５月13日（月）、高校１年の女子生徒Ａは、入学後から同じ学級の女子生徒ＢとＣと仲が良く、いつも行動をともにしている。今日もお昼を楽しく３人で食べながら、次の日曜日、一緒に遊びに行く約束をした。

　　その夜、ＢとＣは、Ａが入っていないＳＮＳのグループで、今日楽しかったことや学校のことなどをやりとりし、遊び感覚で最後に「明日、Ａを無視してみない」「Ａ、動揺するよね。どっきりだね」と書き込んだ。

　　翌日、Ａがいつも通り登校し「おはよう」とＢとＣに声をかけると返答がなかった。その後も、Ａは理由も分からないまま、ＢとＣから無視され続けた。

　　さらにその翌日もＡは無視され続け、体育の授業でのバスケットボールのグループ決めのときも、ＢとＣから外されてしまった。ＢとＣは悪びれた様子もなく、他の生徒と仲良く話していた。また、ＢとＣはＳＮＳで、Ａが無視したときのＡの反応について楽しくやりとりした。そのやりとりを、同じグループのＤがスクリーンショットにして、Ａに送信した。

　　16日（木）、Ａは欠席した。

　　17日（金）、Ａの母親から「Ａが泣いていて、登校できない状況です。」と学校に連絡があった。

**２　グループワーク**

1. 活動の流れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 活動の内容 | 留意点 |
| 導入 | 〇アイスブレーキング〇本研修の活動の流れの説明 |  |
| 展開 | 〇資料（事案の概要）を提示

|  |
| --- |
| 指示１：本事案が自校で起きた際に、学校は組織として、どのように初期対応すべきか、付箋紙に書き出し、グループの考えをまとめてください。 |

・優先順位や時系列等で組織的対応をグループごとに、用紙にまとめ発表する。

|  |
| --- |
| 指示２：問題の解消に向けて、どのように対応すべきか、グループ内で相談してください。 |

・グループごとに対応策を発表する。 | ・対応策について協議する時間を十分に確保する。【ポイント】いじめ対策組織の開催、対応方針1. 情報収集、情報共有
2. 被害者支援・見守り体制
3. 保護者対応
4. ＳＮＳトラブルへの対応
5. ＳＣやＳＳＷとの連携
 |
| 終末 | 〇活動の振り返り　・振り返り用紙にまとめてください。〇管理職からの指導 |  |

1. 事前準備
	1. 資料、振り返りシート、付箋紙等
	2. グループワークのメンバー（司会者、記録者、発表者）の決定

**３　解説**

　〇　本事案を通して、初期対応についてシミュレーションしてみることで実効性のある組織的対応の強化を図るようにしてください。

　　深刻化しないための対応

　　・本事案は、不登校や自殺に追い込まれかねないケースである。重大事態に発展させないためにはいかに日頃から生徒一人一人を観察し、生徒とのコミュニケーションをうまくとることができているかがポイントである。

　　・生徒（または保護者）から訴えがあったときの初期対応により、事態が変わる。迅速かつ適切に対応することにより事態の深刻化を防ぐことができる。

　　・生徒の生命、財産に重大被害の生じる可能性がある場合には、警察に通報するなど、関係機関との連携を図る。

　　組織的な対応

　　・訴えている当該生徒や保護者からの聴き取り、関係生徒や教職員からの聴き取りにより事実関係を究明していく。その際、情報の共有と一元化による初期対応がポイントになる。絶対に一人で問題を抱え込まないようにすることが、いじめられている生徒を守り

　　　抜くことになる。

　　・生徒本人や保護者からの訴えや相談は、些細なことであっても、いじめ対策推進教員に報告する。管理職といじめ対策推進教員は報告を受けた段階で、速やかに「第１次判断」をして、関係教職員に対応を指示していくことで、いじめの深刻化を防止するようにする。



生徒からの聴き取りによる事実確認

　　＜基本的な聴き取りの進め方＞

・十分な時間の確保

　　・他の生徒に見聞きされないように場所を考慮

　　・対象生徒が複数の場合、個別に同時進行

　　・事実（５Ｗ１Ｈ）を正確に記録（場合によっては本人に書かせる）

　　・聴き取った情報をその都度集約し、再確認

　〔被害生徒への聴き取りと支援〕

1. 訴えの中に「いじめが存在する」という視点で臨む
2. いじめから守り抜くことを伝える
3. 被害生徒の立場や心情を理解する
4. 事実を正確に記録する
5. 自信を取り戻せるよう言葉をかける

　〔加害生徒への聴き取りと指導〕

1. 聴き取りのはじめは「いじめ」という言葉を用いなくてもよい
2. 事実確認を優先し、事実を一つ一つ確認して記録する（いじめ対策推進教員は聴取内容を照合する）
3. いじめに至る背景や心情を理解したうえで、被害生徒の立場で、自身の言動を考えさせる
4. いじめが許されない行為であることを理解させる
5. 過去の自分と今後の自分について考えさせる

　〔観衆と傍観者への聴き取りと指導〕

1. はじめに、事実を話すことは人を救う行為であることを伝え、観衆や傍観者であったことを責めずに事実確認を行う（いじめ対策推進教員は聴取内容を照合する）
2. 観衆や傍観者となっていた背景や心情を理解する
3. 被害生徒の立場に立って加害生徒の言動を考えさせる
4. 被害生徒の立場に立って自身の言動や態度を考えさせる
5. いじめを許さない気持ちを持たせる

　　保護者への対応・支援

　　＜基本的な対応・支援の姿勢＞

　　・事実を把握したうえで対応

（被害生徒の保護者には迅速に対応、加害生徒の保護者には確実に事実を把握し対応）

　　・必ず複数の教職員で対応

　　・つらい気持ちに寄り添う姿勢

　　・よりよい解決を目指し真摯な姿勢

　　ＳＮＳトラブルへの対応

　　・まずは、証拠保全のため不適切な書き込みのある画面をスクリーンショットや印刷で保存する。

　　・生徒がインターネット等を適切に活用する能力を習得することができるよう情報モラル教育を推進する。

　　**法的根拠**

・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第２条）

　　・インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携していく。

児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、ＰＴＡ行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。

（新潟県いじめ防止基本方針　第３　３（５） ）

・いじめへの対処

　　　ア　いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒を徹底して守り通す。

　　　イ　いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、児童生徒の抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。

　　　ウ　教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。

（新潟県いじめ防止基本方針　第３　３（３） ）

**４　振り返り**

　　被害生徒を最優先にし、重大事態に発展させない初期対応のあり方についてまとめてください。

**５　発表と記録の保存**